

令和4年4月8日

保護者様

保存版

京都市立葛野小学校
校長 大八木 智之

台風及び地震・特別警報発令時に対する非常措置についてのお知らせ

新年度が始まり、子どもたちは期待に胸を躍らせながら元気に登校しています。子どもたちが戻ってきた葛野小学校は活気に満ちています。平素は、本校教育にご支援・ご協力を頂き、ありがとうございます。

さて、台風・地震・特別警報に対する非常措置につきまして、基本的な対応は以下の通りといたしますので、ご確認ください。

なお、在校中に「暴風警報」「特別警報」が発令、または「地震（震度5弱以上）」発生の場合、原則として子どもたちは学校に留め置くこととし、帰宅させる場合は「引き渡し」となります。（「暴風警報」の場合、保護者の方のご意向を確認のうえ、集団下校させる場合があります。）

① 台風

台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に午前7時現在「暴風警報」が発令された場合、臨時休業とします。

ただし、警報が解除された場合、時間帯によって対応が異なりますので、下記時間帯のニュースにご注意ください。

- 1 午前7時までに解除になった場合……平常授業（いつも通りの時刻に集団登校）
- 2 午前9時までに解除になった場合……3校時から実施（10:50までに登校）
- 3 午前11時までに解除になった場合……5校時から実施（14:00までに登校）→ 給食は中止します。
- 4 午前11時現在、暴風警報発令中の場合……臨時休業

※ 以上は、『暴風警報』についてであって、『大雨警報』や『洪水警報』は対象になりません。

※ 在校中に発令された場合、集団下校もしくは、保護者の方にお迎えに来ていただきます。別紙に選択肢を設けておりますので、ご記入・ご提出お願ひいたします。

② 地震（震度5弱以上）・特別警報

京都市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、及び特別警報が発令された場合、下記のような措置を取ります。

1 登校前に震度5弱以上発生した場合

午前0時までに地震が発生した場合は翌日を臨時休業に、午前0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。（なお、休業日・休業前日に震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、メール配信及びホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。臨時休業とした場合、登校の再開日は学校・園及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。）

2 特別警報が発令された場合

- ・ 午前0時までに解除→5校時から始業（14:00までに登校）
- ・ 午前0時現在、発令中→臨時休業

3 在校中に特別警報が発令・震度5弱以上の地震が発生した場合

不測の事態も想定しすべての児童を学校に留め置くこととします。その場合、保護者の方が学校へお越しいただくことにより、学校はお子たちを引き渡します。（安全確保のため、子どもだけで帰らせることはしません。）よろしくお願いします。）